

令和 5 年度
事業計画書

社会福祉法人
春日市社会福祉協議会

令和5年度 事業計画

1. 基本方針

少子高齢化・人口減少が進行する中、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年を目前に社会保障政策上の問題への対応が急がれる状況下において、長期化している新型コロナウイルスの感染症は、生活を営んでいく中で更なる影響や新たな課題をもたらしています。この先にある地域社会の変容に対して、社会福祉協議会は地域においても、さまざまな生活上の課題を抱え福祉の支援を必要とする人びとに対し、自らの責務として率先して福祉サービスや支援の提供を継続していかなければなりません。時代の変化に合わせ、将来を見据え具体的な戦略をもって経営に取り組むための方向性を示し、地域福祉を推進する中核的な組織として、また地域社会に貢献する社会福祉法人として、さらに地域共生社会の実現に向けた協働への取り組みを担う組織として、その役割が果たし続けられるよう、これまでの活動について確認するとともに、社会福祉の価値観や強みを更に発揮していけるよう事業運営に努めてまいります。

そして、長引く社会・経済情勢の低迷から、年々本会を取り巻く環境が厳しさを増している中、職員の資質向上や自主財源の確保に努め、事業費の効果的な活用を図り、組織・事業基盤の強化に繋いでいき、今この時期だからこそ、地域のつながりづくりの重要性を広く住民に訴え、共感を得られる活動展開を行っていきます。

次に各事業においては、実施主体として経営責任・判断を明確にし、状況に応じた運営・経営を行い、採算状況やサービス提供状況について明確にし、状況に応じた経営や事業主体としての利用者の保護などを適切に行っていき社協らしい事業運営に努めます。

最後に、地域福祉活動計画に掲げている住民福祉活動の拠点としての社会福祉センター整備について、市の「春日新50年プラン」に市民活動交流拠点の強化推進の中で、新たな拠点づくりが示されましたことを受け、これからの地域共生社会や将来を見据えた福祉活動の推進に繋がるよう整備計画に参画してまいります。

事業福祉課 事業総務担当

1. 法人運営事業 (計画P18)

適切な法人運営や事業経営を行うとともに、各部門間の調整や横断的に増える事業等、全体的な管理や総合かつ計画的な事業執行を行うための組織管理（マネジメント）力の整備に努めます。

また、民間財源の確保の取り組みでは財源の必要性を根気強く住民に訴え、共感を得られるよう努力を行います。

さらに社会、経済活動の低迷で見えてきた課題に対応できる相談支援を行います。

(1) 財務規律の強化と適正かつ公正な支出管理

- 社会福祉充実残額の明確化を図ります。
- 地域における公益的な取り組みを継続的に支援します。
- 限られた財源の有効活用に努めます。

(集中化・重点化・効率化)

- コスト意識の徹底と経費削減に努めます。

(2) 効率的かつ柔軟な事業運営と健全経営

- 住民から信頼される活動や事業の充実を通じ、安定した公費財源の確保に努めます。
- 介護事業をはじめ事業活動の質を高め、多くの方から求められるような事業運営に努め、事業収入等の拡充とともに収支管理について職員理解を徹底します。

- 事務の簡素化・ペーパーレス化・見える化を進めるため、情報共有システムの活用方法とマニュアル整備をすすめます。

(3) 民間福祉事業活性化による財源確保の促進

- 赤い羽根共同募金運動の更なる推進を図るため、地域福祉活動の活性化とともに、共感を得られる活動展開に繋いでいきます。
- 福祉会員制度は市民に地域福祉の推進や社協事業への参加の意思表示としても受けとめられることでもあるため、積極的な福祉情報の発信や丁寧な説明とともに、社協事業への参加促進を図り、取り組みを通じて、住民相互の助け合いの意識を高め、更なる会員加入並びに福祉協賛店促進に取り組みます。
- 新たな寄付活動の取り組みを行い、社協活動の更なる周知活動とともに、寄付財源の増加に努めます。

(4) 組織・職員スキルの向上

- 適切な人員配置、評価、処遇、育成からなる人事管理育成制度の一体的な取り組みに努めます。
- 人事評価制度の検証を行い、実施内容の改善を図り効果的な制度運営に繋いでいきます。
- 適切な労務管理を実施し、すべての職員が働きやすい環境を整えていきます。
- 地域共生社会の推進に伴う新たな様々な取り組みと共に、

コロナ禍を契機とした支援ニーズに対応できるよう、業務体制の強化整備を図ります。

- 持続的業務遂行に支障をきたさないよう計画的な職員採用に取り組みます。
- 文書事務の適正化と統一化を図ります。

(5) 関係機関との連携強化

- 行政関係機関や福祉関連団体との連携を深め、その他の団体や法人との関係づくりと連携を図り、「地域共生社会の実現」に向けた取り組みを進めます。
- 行政との良好で強固なパートナーシップ構築の基、継続的な「持続的な地域福祉の推進検討会議」を開催し、共通認識をもった中長期的な春日市の福祉施策に取り組みます。

2. 市民福祉の拠点としての福祉センターの充実 (計画 P22)

(1) 福祉活動の場として多くの市民が利用できる福祉センターづくり

- 状況に応じた感染予防対策を講じながら、市民福祉活動の拠点として継続的な利用促進に努めます。

(2) 新たな拠点づくりに向けて

- 市の「春日新50年プラン」に市民活動交流拠点の強化推進の中で、新たな拠点づくりが示されましたことを受け、これからの地域共生社会や将来を見据えた福祉活動推進に繋がるよう整備計画に参画していきます。

3. 生活福祉資金貸付事業 (計画 P42)

(1) 他部署・他機関との連携強化

- 複合的な課題を抱えた世帯に対し、生活困窮者支援担当や部署・他機関との連携強化を図り、世帯の生活安定と自立に向けた支援を行っていきます。

(2) 特例(コロナ)貸付に関する相談支援

- 特例(コロナ)貸付償還に関する業務が本格化していく中、借受人に対し、生活再建を図っていく中で様々な課題や困りごとを抱えていることが想定されることから、丁寧な相談支援や関係機関との連携を図りながら生活に困窮する前に繋がる取り組みに努めます。

4. 子育て地域推進事業 (計画 P22)

子ども一時預かり事業「おおきくな〜れ！」(第2、4金曜日)

- 子育て家庭へ、親が子どもへ向かい合う心のゆとりを育む育児支援を目的に実施します。
- 一時預かりのニーズ把握を行い、利用しやすい事業への検討を行います。

5. 高齢者生きがいづくり事業 (計画 P38)

はつらつ会(高齢者生きがい対応サービス)(木曜日)

- 65歳以上の閉じこもりがちの方を対象に、生きがいや仲間づくりと介護予防を目的に実施します。

6. 広報・啓発活動の充実 (計画P18)

(1) 広報紙配布の拡充

- ・本会事業や福祉の情報発信として広報紙を、更に多くの住民、各世代届けていくため、一部ポスティングによる全戸配布を行い広く住民に福祉情報を届けます。

(2) 調査・研究

- ・広報委員会等で既存の方法だけでなく新たな対象、新たな方法での広報啓発活動について調査・研究をすすめます。

(3) ホームページによる情報発信

- ・各講座や募集等の情報発信を迅速に行い、絶えず新たな福祉情報の発信方法と体制を整備します。
- ・SNSを活用した情報発信の事例研究を行い、情報発信力の向上に努めます。

7. 住民が活用できる福祉機器等の整備 (計画P18、P34)

- ・福祉団体や自治会等が地域福祉活動や研修等に利用できる社協バスの運行を行います。
- ・福祉機器(車いす、介護用ベット)や乳幼児用チャイルドシートを必要な方に一時的な貸出しを行います。また、福祉教育で必要な福祉機器等の貸出しも行います。

事業福祉課 老人福祉センター担当

1. 老人福祉センター「ナギの木苑」運営 (計画P38)

公の施設を管理する指定管理者として7期目に入り引き続き、常に公正・公平で市民・利用者の立場にたち、これまでに無かった指定五ヶ年の期間を更に有効活用した、「利用しやすい」「利用しなくなる」施設を目指すとともに、高齢者の憩いの場としてだけではなく、介護予防に関する事業の取り組みを推進します。

- (1) 高齢者の介護予防及び健康増進等を図る事業の推進と充実を図ります。
- (2) 利用者数をコロナ過前に戻すことを目標に、利用促進と啓発活動等を行います。
- (3) 利用者が快適に過ごせる環境を配慮したうえで、効率的は施設運営や経費削減の取り組みを行います。(原材料や燃料費等の高騰等による経費削減の取り組み)
- (4) 衛生管理や保守業務等を的確に行い、利用者が安全・安心に利用できる施設環境の提供と、設備の長寿命化(予防保全型)の対応をとり修繕コスト等の削減に努めます。
- (5) 利用者からの意見や要望等を記録・集計・分析を行い、PDCAマネジメント・サイクルによる継続的な業務改善を図ります。

- (6) 個人情報に関する規程等を遵守し、個人情報を適切に管理します。

事業福祉課 ホームヘルパーステーション担当

1. ホームヘルプサービス

利用者が可能な限り、住み慣れた自宅において、自分らしく自立した日常生活が維持継続できるように、介護・福祉の専門職として、質の高い自立支援を目指したサービス提供に努めます。

- (1) 利用者の生活習慣や価値観を尊重した訪問介護計画書（訪問事業計画書）を作成し、自立支援を目指した訪問介護サービスを提供します。
- (2) 社協ならではのネットワーク力を活かし、地域の関係機関とも連携を取り合いながら訪問介護サービスを提供します。
- (3) 制度や報酬改定に対応した収支管理を行い、処遇改善を図りながら効率的で適正な事業所運営に取り組みます。
- (4) 外部研修・内部研修でヘルパーの知識・技術等の資質向上を行い、サービスの品質向上に繋がります。
- (5) 日々の感染予防対策を行いながら、ホームヘルパーの体調管理、衛生管理を徹底します。
- (6) ホームヘルパーが仕事上の悩みを抱え込まない様に、情報共有と相談し合える体制を作ります。

福祉推進課 地域福祉・ボランティアセンター担当

1. 地域福祉活動推進支援事業

(計画 P18、P22、P27、P32、P34、P38、P47、P49、P50)

住民主体の福祉活動が、ポストコロ過においても地域の実情に応じた取り組みが「つながり」続けられるよう創意工夫を凝らし支援を行います。また、地域共生社会の実現に向けた取り組みでは小地域福祉活動などの身近な生活圏域を基盤とした福祉活動がますます重要となって来るため、訪問活動やサロン活動等の様々な活動による地域住民のつながりづくりについて意識を高め、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりの推進に努め、社会と共に変化する福祉課題や生活課題の把握を行いながら、住民とともに課題解決への糸口の発見や自覚・共感を生み、お互いに支え合う「地域力」の発展・強化に向けて取り組みます。

- (1) 地域福祉エリア（中学校校区）ごとの各地区活動への支援
 - ・ 地区の実情に応じた福祉活動支援、調整
 - ・ 地域ニーズに即した地域支援の展開
 - ・ 住民に寄り添った活動の推進
 - ・ 関係機関と連携した支援の展開
- (2) 福祉情報の提供
 - ・ 自治会役員研修会や福祉委員会、研修会での情報提供

- ・広報紙やホームページ等での情報提供
- (3) 相談支援力の向上
 - ・「複合的課題」「世帯丸ごと」受け止める対応力の構築強化
 - ・多職種との連携・協働
 - ・総合的な相談力の向上
 - ・アウトリーチ等による福祉課題や生活課題の把握
- (4) 研修事業の充実
 - ・地域福祉活動者向けの研修会の実施
 - ・認知症サポーター養成講座・声かけ訓練の推進
- (5) 活動助成金の交付
 - ・地域福祉活動推進支援助成金の交付
- (6) 自治会（公民館）の福祉活動への支援
 - ・ふれあい・いきいきサロンへの支援
 - ・コミュニティカフェへの支援
 - ・子育てサロンへの支援
 - ・訪問活動などその他の地域福祉活動への支援
- (7) 地域にある社会資源の把握と整理

2. ご近所のつながり活動（安心生活創造事業）の推進

（計画P18、P22、P27、P32、P34、P42、P47、P49、）

住民主体で取組む見守り活動を拡充し「支える人」「支えられる人」という関係を超えて、より多くの住民がつながり、お互いに支え合う生活支援や災害時支援の仕組みづくりを推進します。

(1) ご近所のつながり活動における地域支援ネットワークづくりの推進

各自治会における要援護者等に対する近隣住民による日常の見守りと生活支援の仕組みづくりを推進し、社会的な孤立を防ぎます。また、活動の中からみられる生活課題の解決のために、住民が主体的に行動する意義の醸成に取り組んでいきます。

- ・地域の特性に応じたご近所のつながり活動継続のための支援
- ・地域住民の生活課題の把握
- ・組長会等での幅広い世代への啓発活動
- ・地域の防災体制の意識や災害時に助け合う仕組みづくりの構築
- ・自治会、民生委員児童委員、行政、地域包括支援センター、関係機関との連携
- ・地域支援ネットワークづくり基盤整備事業助成金

(2) みまもりホットライン（協力企業等からの相談窓口電話設置）

新聞・郵便配達時や電気・水道・ガスの検針等の日常業務において、住民の異変を察知した場合の相談や通報等に対応するとともに、企業や関係機関との連携を図り、さらに重層的な見守りのネットワークを構築します。

- ・協力企業との連携強化
- ・職員の相談対応体制の充実

3. 生活支援体制整備事業の推進

(計画 P18、P22、P27、P32、P34、P42、P50)

地域包括ケアシステムを推進していくために、地域の人々の声が届く仕組みづくりを担う「生活支援コーディネーター」業務において、高齢者を対象に進めてきた地域包括ケアシステムを今後、すべての地域住民にまで対象を拡大するとともに内容の深化に努めます。また、住民と共に「地域の特性に応じた地域づくり」を進めていけるよう努め、さらに、他機関、他分野との連携・協働の視点を持ち、地域共生社会の実現に向け取り組みます。

(1) 協議体開催の取り組み

- ・課題別協議体を実施し、地域ニーズに対応した新たな取り組みを検討
- ・協議体の場で、地域にあるニーズや社会資源に関する情報交換ができるような働きかけ

(2) 地域資源情報の整理更新

- ・民間企業等が実施している地域貢献活動の把握・情報整理
- ・地域にあるニーズに対応した生活支援に関する貢献活動を推進していく
- ・生活（住まい）の社会資源の把握
- ・住民互助の取組の発掘・情報整理

(3) 関係者（機関）との情報交換、情報共有等ネットワークの構築

- ・社会福祉法人情報交換会実施に向けての準備・実施
- ・商工会や企業との情報交換と連携について検討

- ・地域ケア会議に参加
- ・相談機関連携会議に参加

(4) 地域ニーズの把握

- ・地区座談会実施に向けての調査、準備
- ・地域に関わりながらニーズの把握、調査

4. 民生委員児童委員・主任児童委員との連携強化

(計画 P18、P22、P27、P34、P42、P47、P49)

地域の福祉活動を推進支援し要援護者への把握・訪問支援等、本会との連携を更に強化し活動の推進に努めます。

- (1) 役員会並びに各地区定例会に参加し、情報の共有と発信
- (2) 個別支援への相談支援、関係機関とのつながり支援

5. 行政等関係機関との連携強化 (計画 P18、P42、P47、P49)

地域における福祉課題の解決に向けて、行政や地域包括支援センター、サービス事業所、障がい関係機関、児童施設、企業など様々な分野の機関との連携を図ります。また、定期的に会議に参加し、情報の共有や個別課題等の協議を行います。

6. 市民の福祉意識の啓発 (計画 P18、P22、P27、P32、P34、P38)

福祉をより身近に感じてもらえるような情報提供や場の設定とともに、幅広い層への発信向上に努めます。

- (1) 本会広報手段として紙媒体、ホームページ等をはじめ、あ

らゆる媒体ツールを用いての幅広い層への情報発信の検討、工夫

- (2) 住民が相互の多様性を理解し、地域で互助、共助、共生感を持ってもらえるような場の設定
- ・市民福祉講座の開催

7. 在宅介護者支援事業 (計画 P34、P38)

在宅介護の中でも気分転換できるきっかけづくりの場の提供や、ともに学び・語り・共感することができる場づくりを行うなど在宅介護者への支援に繋いでいきます。

- (1) 幅広い世代を対象にした、介護を考える介護者のつどい・交流会を実施
- (2) 多様な介護者へ参加を促す目的として、広報誌・ホームページ等で情報発信を行う
- (3) 参加者のアンケート結果に基づいた、必要とされている支援内容を把握し、事業内容へ繋ぐ

8. 子育て地域推進事業 (計画 P34)

(1) 「春っ子ひろば」

子育て中の方へ、地域における子育て支援の推進活動として、子育てへの意欲向上と親の心のケアを図り、親と子どもの絆を深めることを目的に実施します。

- ・年一回開催

9. 地域交流事業〔障がい者福祉啓発事業〕

(計画 P18、P22、P47、P50)

障がいのある方とない方が集える地域交流の場や啓発支援を行い、障がいへの理解を深め、共に地域で生活していく住民としてのつながりや仲間づくりへの支援を行います。

- ・年一回開催

10. 福祉団体等との連携・支援体制 (計画 P18、P22、P47)

春日市で活動している当事者・支援者団体が連携・情報交換ができる場として、福祉団体等連絡協議会定例会議を通して、活動の活性化を促します。

- (1) 福祉団体定例会(2ヶ月に1回)開催による情報共有
- (2) 福祉団体の実施事業への協力支援
- (3) 福祉団体への助成金交付

11. 災害時の福祉支援体制づくり (計画 P47)

災害時における体制整備を図っていくため「地域支え合い活動」などとの連携を活かすとともに、行政、関係機関、団体と協働した災害時の福祉支援体制づくりを進めます。

(1) 災害時の福祉支援体制づくり

- ・ご近所のとつながり活動を活かした、災害時要援護者への支援体制づくりの推進

- ・筑紫地区社協災害時相互支援協定の履行

(2) 災害時における体制整備

- ・災害ボランティアセンター設置訓練の開催
(筑紫地区5市社会福祉協議会で実施)
- ・市、総合防災訓練への参画
- ・災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書締結に向けた取り組み

(3) 災害・緊急時支援物資の整備

- ・災害時や緊急時における支援物資(衣類、寝具類、食料品等)の整備

1.2. ボランティアセンター事業の充実

(計画P18、P27、P38、P40、P50)

(1) ボランティア活動相談・調整の充実

多様なボランティアニーズに対応するため、市民をはじめ、企業・団体などへのボランティア活動の啓発・推進を通して人材を掘り起こし、適切なマッチングを行います。また、関係する組織・団体などと協力・連携し、ボランティア活動に踏み出せていない方の学びの場や活動の場を設け、ボランティア活動に結び付くような支援に努めます。また、ジャンルにとらわれず誰もが立ち寄りやすいよろず相談の窓口として、はじめに相談できる窓口機能として、市民の声をとりこぼさず、共感し、必要な支援があればつなぎ役としての役目を果たします。

- ・活動者と活動先との適切な支援先につなげる調整
(コーディネートの向上)
- ・既存の活動団体の最新の情報把握と調整
- ・多様なニーズに対応するボランティア活動の調整
- ・災害支援等におけるボランティア活動情報の把握と調整
- ・つながりを絶やさない相談・調整活動の実施

(2) ボランティア活動の支援

ボランティアは誰もが気軽に行える活動ですが、何らかの理由による活動への気後れや、参加する「きっかけ」が見つからず、活動につながらないことがあります。そのため、多くの情報をあらゆる世代に届くように努め、参加や継続がしやすくなるような工夫と環境整備に取り組んでいきます。

- ・ボランティアグループやNPO・市民団体・企業・大学等の活動情報の把握、提供
- ・他機関のボランティアセンターとの連携や協働の構築
- ・地域のボランティア活動状況の把握とつながりの構築
- ・福祉ボランティア連絡協議会活動支援と入会促進
- ・ボランティア交流会の内容の充実

(3) ボランティアの育成促進

様々なボランティア活動が体験できる講座を実施します。体験を通して活動に必要な知識や技術を学び、継続して活動が行えるように支援します。

- ・点字ボランティア講座

- ボランティア入門講座
内容：キャップハンディ・疑似体験・当事者交流等
活動体験：一斉ボランティア・いきいきフェスタ
- 出前ボランティア講座
(地区に出向いて実施)
- ガイドボランティア講座
- 防災ボランティア講座
- 企業等に対するボランティア活動等の啓発・連携

(4) 広報・啓発の強化

ボランティア活動の活性化につながる、情報発信の強化に努めます。

- 広報紙「しあわせ」・ボランティア通信等の内容の充実
- ホームページ、SNS等を利用した情報発信
- 学校・企業等へのボランティア情報の周知・啓発

1 3. 福祉教育（学習）への支援 (計画P18、P40、P50)

学齢期の児童・生徒に福祉についての学習の機会や教材を提供し、理解と関心を深めるとともに福祉意識の向上を図ります。

- (1) キャップハンディ等の体験学習の支援
- (2) 当事者及びボランティアグループとの交流学习支援
- (3) 福祉用具の貸出（DVD・疑似体験器具等）
- (4) 福祉教育読本の配布
- (5) 小・中学校の総合学習等における福祉教育の推進

(6) 学生ボランティアの活動体験

1 4. 住民参加型在宅福祉サービスの充実

(計画P18、P27、P34、P40)

(1) 移送サービスの充実

公共交通機関等では外出が困難な利用者（会員）に対し、住民同士がお互い助け合う仕組みの一つとして構築し、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるように努めます。

- 活動参加者（協力会員）増加への取り組み
- 運転ボランティア講座の開催
- 安心安全な活動（運行）への取り組み

(2) おたすけサービスの充実

居宅での日常生活に支障があるが、既存の制度では対応できない方の問題を地域生活課題として受け止め、既存のサービスの隙間の支援をする住民相互の助け合い活動の仕組みを強化していきます。住民サポーターによる活動を通し、自立した生活が続けられるよう生活の支援に努めます。

- ① サポーター養成講座の開催
- ② 関係機関との連携強化
- ③ 生活支援サポーターのフォローアップ・交流会の実施

(3) 生活支援グループの活動支援・開発

- 地域にある生活課題の把握に努め、新たに必要となるサービスがあれば検討、開拓し、柔軟に対応していきます。

- ・地域住民による生活課題の把握に基づいた、住民同士で助け合える生活支援組織の開発や、自治会などと協働し、研修会などの開催に努めます。

15. まごころ訪問事業の充実（市、受託事業）

（計画 P34、P38）

超高齢社会を迎え要支援者等が増加する中、住み慣れた地域で自立した生活を営むことが出来るよう、同じ地域に住むボランティアがサポーターとして支援することで、可能な限り要介護になることを予防し、自立生活能力の維持又は改善につながる支援を行います。

- (1) まごころサポーターフォローアップ研修
- (2) まごころサポーター交流会の開催
- (3) 先進地への視察研修
- (4) 関係機関との連携強化

福祉推進課 総合相談・在宅支援担当

地域住民のあらゆる地域生活課題を受け止め、必要な支援につなぐとともに、「断らない」という総合相談支援を念頭に、サービス利用の援助や地域での生活支援に向けた相談・支援に努めます。

1. 福祉あんしんセンターの拡充（計画 P32、P36、P49）

高齢や障がいなどにより、適切な判断を行うことが困難な方が、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、権利擁護、意思決定支援の視点を持ち福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理を行います。さらに判断能力が低下した場合には、権利擁護総合相談事業等と連携し、成年後見制度など適切な制度へ円滑に移行できるよう取り組みます。

(1) 福祉あんしんサービスの充実

- ・ 専門職や関係機関との情報の共有と連携強化を図るため定期的に協議を開催
（行政、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、介護支援専門員、MSW等との連携）
- ・ 個人情報の問題に配慮しながら社協の各事業との連携強化を図り、総合的な生活支援サービスとして内容の充実化を推進
- ・ 支援の過程、会議等において専門職や関係機関へ事業内容や権利擁護の必要性を周知し、支援が必要な方に適切にサ

ービス利用が繋がるような促し

- ・各種研修に積極的に参加し、得た学びを支援に活かします
- ・サービス利用対象者の拡大を図るため、高齢者向け賃貸住宅へのサービスを検討
- ・成年後見制度への移行や成年後見人への円滑な引継ぎ

(2) 法人成年後見事業の更なる充実

- ・運営審議会で認められた方の受任を行い、法人後見受任者に対し、あんしんサービスからの継続した支援を活かし、その人らしい生活が送れるように努めます。

(3) 運営審議会の充実

- ・事業運営の適正化や困難ケース等の審議の場として、機能充実を図ります。

2. 権利擁護総合相談事業

(計画 P32、P36、P49、P91、P92、P93、P94)

成年後見制度の利用が必要な方を早期発見し、福祉・介護・医療の専門家や法律の専門家と連携しながら、住み慣れた地域でその人らしい生活が送れるよう支援します。

(1) 地域連携ネットワークの構築

- ・春日市権利擁護地域連携ネットワーク協議会の定期開催
- ・後見等開始申立て支援及び受任調整支援

(2) 成年後見制度の利用促進

- ・成年後見制度の相談受付と対応

- ・ケアマネ情報交換会などの会議に参加し、成年後見制度の広報・啓発に努めます。
- ・「あんしんサービス」と連携により成年後見制度への円滑な移行を行います。
- ・後見人等へ受診時担当者会議の開催支援・相談支援の実施
- ・成年後見制度利用促進のための情報収集及び権利擁護に関する社会資源の情報収集に取り組みます。

3. 相談事業機能の充実 (計画 P32、P49)

多種多様な生活課題を抱える人たちの、問題解決への糸口になれるよう各相談事業の向上に努めます。

(1) 心配ごと相談

- ・身近な相談窓口として、気軽に心配ごとを相談できる環境整備を行います。
- ・行政書士、司法書士の協力を得て専門的な相談体制の充実を図ります。
- ・幅広い年代や時代の流れに沿った多様な相談内容に対応できるよう相談連絡協議会で法律家との情報共有と相談活動の学習を実施

(2) 悩みごと相談

- ・悩みごと相談員の資格や専門性をアピールし事業周知を強化し新規利用者を増やします。
- ・悩みごと相談員(産業カウンセラー)との情報交換を行い、

事業の再検を図ります。

4. 生活困窮者自立支援事業 (計画 P32、P42)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けての減収に関する相談対応はいまだに多い現状ですが、生活困窮者自立支援金の受付が終了しました。今後は生活困窮者自立支援金の給付が終了した方が、どのように収入を確保していくのか、本人自身のみで対応できなければ、「よりそい」職員と一緒に考えて対応することが必要になってきます。令和5年度は、生活困窮者自立支援金の受給終了者に対するフォローの連絡を積極的に行います。

また、地域共生社会の実現に向けた取り組みの中核にも、生活困窮者の自立支援は位置づけられており、住民の身近な地域で地域課題を把握・解決することの仕組みづくりは、社協ならではの役割として、積極的に多職種・多機関との一層のネットワーク構築を図り、相談者が地域とのつながりや関係を築く方法について継続的に考えていきます。

(1) 切れ目のない相談対応

- 生活困窮者自立支援金の受給終了者に対し、フォローの連絡を積極的に行い、支援が必要な状況の方には支援を行います。
- 特例貸付利用後、償還が困難となっている方に対し、家計改善支援事業の利用を促し、今後の生活設計を本人と一緒に立てていきます。

- 住居確保給付金の受給中に、就労支援など他の支援も必要な状況ではないのかを確認するなど、本人と一緒に考えていきます。

(2) 相談のハードルが低い窓口の対応

- 10歳代～30歳代の、電話やメールには不慣れな相談者が「よりそい」にアプローチしやすいよう、LINEにて相談予約ができる体制がとれないか等検討します。
- 実際にLINEを通じて相談対応をしている市子育て支援担当に、対応方法などの聞き取りを進めるなど情報収集しながら研究検討します。

(3) 関係機関等との連携強化

- 現状の就労準備支援員にて紹介できる農福連携の場は、朝倉市や田川市など遠方でありつなぐことが難しいため、市内や近隣市町で連携を図れる場がないかなど、情報収集をしていきます。
- 令和5年度も、課ミーティングにて「よりそい」対応事例を出し、他の担当も交えて協議をすることにより、現在地域と関係が持っていない相談者がどうすれば地域と関わりを持てると思うかなど、アイデアを集めていきます。

(4) 相談員の資質向上

- 就労準備支援事業を開始した関係上、ひきこもり者に関する相談は増えることが見込まれ、ひきこもり支援に関するスキルアップを図る必要があります。研修内容が充実して

おり体系的に学べる、特定非営利活動法人KHJひきもり
家族会連合会主催の研修を積極的に受講します。

5. 福祉資金貸付事業 (計画 P34、P42)

行政担当所管や生活困窮者自立支援事業との情報共有、生活保護決定までのつなぎ資金や緊急支援資金を貸し付け、生活再建への支援に取り組みます。

6. 配食サービス事業 (市、受託事業)

(1) 的確な安否確認

的確な利用者情報の基、配達時から得られる生活習慣や健康状態等を把握し、状況に応じた適切な判断を行うとともに、行政、地域包括支援センターをはじめ関係機関等との連携連絡を密に行い、重要な福祉の見守りサービスとして、可能なかぎり在宅での生活が送れるよう食事面を通じてサポートを行い、離れている家族が安心できるよう安否確認の徹底を図ります。

(2) 関係機関との連携強化

利用者や家族並びに社協の他部署や関係機関等との連携や情報交換を密に行い、緊急時等の迅速・適切な対応に努めるとともに、必要に応じた協議を行い、支援ネットワーク機能としての役割を果たしていきます。

- 社協の他部署との個別ケースの情報共有
- 関係機関とのケース会議 (必要時)

(3) 健康保持と安心安全な食事の提供

- 利用者の食のニーズに添うように、定期的に利用者へのアンケート調査を行い、調理委託業者との情報交換及び共有事項等について協議を行います。
- 安心して食の提供ができるよう調理現場の視察を行い衛生管理の徹底化に努めます。
- 利用者経過の中で生活状況や緊急時の連絡先等の再確認を行います。
- 個別訪問により、現状に応じた配達方法の見直しや、配食に対する意見収集を行い事業向上につなげます。
- 配達業務時の異変等に対する的確な判断のもと、緊急時に対応するための、認知症等の学習や理解、また、安全運転や交通規制等の講習を行い、職員資質の向上と安心できる食事の提供体制づくりに努めます。
- 感染症対策を徹底し、状況に応じた配達対応に努めます。

(4) 地域づくりへの取り組み

- 配達職員や配食担当者による、利用者や家族、関係機関との信頼関係のもと、利用者が抱える生活課題の把握ができるよう努めます。
- 個の課題から地域の課題へと繋げることで地域担当との連携を図り、孤立防止や地域づくりへの展開につながるよう取り組みます。
- 必要とされる地域の見守り支援等との連携を図ります。